

消費税記帳個別指導会のご案内

(軽減税率制度(8%)対象者)

本年10月1日から消費税率10%への引上げと軽減税率制度(8%)が導入されます。

消費税軽減税率制度において課税事業者は複数税率に対応した区分経理の記帳が必要となります。下記の通り指導会を実施いたしますのでご参加ください。

開催日		時間		会場
6月13日(木)	7月 8日(月)	(午前)	(午後)	松山商工会館 2階会議室 (松山市大手町2丁目 5-7 愛媛中小企業 指導センター内)
17日(月)	11日(木)	① 9時	④ 1時	
24日(月)	18日(木)	② 10時	⑤ 2時	
27日(木)	22日(月)	③ 11時	⑥ 3時	
			⑦ 4時	
※都合の良い日時を予約してください ※指導時間は30分から1時間の個別指導です ※税理士による消費税等経営相談窓口の相談予約も受付します				

【 対象者 】

令和元年消費税課税事業者(平成29年課税売上高が1000万円超)で

- 簡易課税選択事業者・・売上『軽減税率対象品目(飲食品・新聞等)』がある事業者
- 本則課税事業者・・売上・仕入『軽減税率対象品目(飲食品等・新聞等)』がある事業者

【 持参書類 】

- 会計ソフトをご利用の方・・・・パソコンまたはUSBデータ

※ブルーリターンAでは消費税区分設定ができるようになりました

- 手書き記帳されている方・・・・総勘定元帳・現金出納帳・経費帳など

(問合せ先) 松山青色申告会 担当: 三ツ木・渡邊
 TEL 089-941-7711 FAX 089-947-4251 E-mail aiiro@csc-ehime.jp

松山商工会館に併設されている駐車場は、(株)伊予銀行松山駅前支店が所有しており、有料となります。ご不便をおかけしますが、松山商工会館をご利用の際は公共の交通機関をご利用ください。

松山青色申告会 行 (FAX: 947-4251)

消費税記帳個別指導会に参加申し込みます。

事業主名	電話番号	記帳方法	希望日	時間
		パソコン ・ 手書き	月 日	午前・午後 時